

建設住宅性能評価書のイメージ
(共同住宅等の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書
(共同住宅等(新築住宅))

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成19年6月20日国土交通省告示第834号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 工事施工者 (氏名又は名称) (連絡先)
4. 工事監理者 (氏名又は名称) (連絡先)
5. 住宅の名称(住戸の番号を含む)
6. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

【付属資料2】 「設計住宅性能評価書のイメージ」(抜粋)

設計住宅性能評価書のイメージ
(共同住宅等の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書
(共同住宅等)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 平成19年6月20日国土交通省告示第834号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称(住戸の番号を含む)
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
指定住宅性能評価機関名			
機関指定番号			
評価員氏名	印		

【付属資料3】 「建設(設計)住宅性能評価に適用される性能表示事項」(抜粋) - 必要項目(住棟) -

一 必要項目(住棟) 一

「1-1」耐震等級の等級をご確認下さい

項目	結果	
1. 構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防 止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
	3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	□評価対象外(免震建築物)	
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
	3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
	2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	□評価対象外(免震建築物)	
1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であること □免震建築物 □その他	
1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
	2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	□該当区域以外	
	1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	屋積の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度	
1-6 基礎の構造方法 及び形式等	1-6 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □直接基礎 構造方法 [] 形式 [] □杭基礎 杭種 [] 杭径 [cm] 杭長 [m]
	2	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 □地盤の許容応力度 [kN/m ²] □杭の許容支持力 [kN/本] 地盤調査方法等 []
	1	その他
2. 火災時の安全に関する こと	2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
	3	火災を遮る時間が60分相当以上
	2	火災を遮る時間が20分相当以上
	1	その他
	□該当なし	
2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
4	火災を遮る時間が60分相当以上	
3	火災を遮る時間が45分相当以上	
2	火災を遮る時間が20分相当以上	
1	その他	
□該当なし		
3. 劣化の軽減に関する こと	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を延長するため必要な対策の程度
	3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を延長するため必要な対策が講じられている
	2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を延長するため必要な対策が講じられている
	1	建築基準法に定める対策が講じられている
4. 維持管理・更新への配慮に関する こと	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
	3	清掃、点検及び補修ができる開口部が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
	2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
	1	その他
□該当なし		